

能勢高校の再編整備手法の検討に関するプロジェクトチーム規約

(名称)

第 1 条 この会議は、能勢高校の再編整備手法の検討に関するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）と称する。

(組織)

第 2 条 プロジェクトチームは、大阪府及び能勢町において選定した第 4 条第 1 項の委員並びに同条第 2 項の座長及び副座長により、構成する。

(事務)

第 3 条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 平成 27 年 11 月大阪府教育委員会会議にて決定された能勢高校の再編整備手法に関する所要の検討、協議及び連絡調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、平成 27 年 11 月大阪府教育委員会会議にて決定された能勢高校の再編整備手法と密接に関わる事項についての検討、協議及び連絡調整に関すること。

(委員及び役員)

第 4 条 委員は、別表 1 のとおりとする。

2 座長及び副座長は、別表 2 のとおりとする。

3 座長は、会議を召集し、議事を進行するとともに、プロジェクトチームを代表する。

4 副座長は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 会議は、府若しくは町において、大阪府若しくは能勢町に属する座長、副座長及び委員の全ての者が欠席の場合には、これを開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ座長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

4 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 プロジェクトチームの事務に関し、細部の調査等を行わせるため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、委員又は委員の推薦を受けた者をもって構成し、その代表者は座長が指名する。

(設置期間)

第7条 プロジェクトチームの設置期間は、平成27年12月3日から会議において解散を決定した日までとする。

(庶務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、大阪府教育庁及び能勢町教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営等に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この規約は、平成27年12月3日から実施する。

附 則

この規約は、平成28年4月21日から実施する。

別表1

役 職	名 前	所属及び職名
委 員	森田 雅彦	能勢町教育委員会 教育長
	瀬川 寛	能勢町教育委員会事務局 教育次長
	辻 新造	能勢町教育委員会事務局 学校教育課 課長
	橋本 光能	大阪府教育庁 教育振興室 室長
	土佐 邦之	大阪府教育庁 教育振興室 高校再編整備課 課長
	大久保宣明	大阪府教育庁 教育振興室 高校再編整備課 参事
	浅川 又一	大阪府教育庁 教育振興室 高校再編整備課 主任指導主事

別表2

役 職	名 前	所属及び職名
座 長	橋本 光能	大阪府教育庁 教育振興室 室長
副座長	森田 雅彦	能勢町教育委員会 教育長